

日本放送協会 理事会議事録

(平成29年 2月21日開催分)

平成29年 3月17日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

平成29年 2月21日(火) 午前9時00分～9時20分

<出席者>

上田会長、堂元副会長、木田専務理事、森永専務理事・技師長、
今井専務理事、坂本理事、安齋理事、根本理事、松原理事、
荒木理事、黄木理事、大橋理事
高橋監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

上田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) 第1278回経営委員会付議事項について
- (2) 「不祥事の公表に関する規程」の新設について
- (3) 職務権限事項の改正について
- (4) 就業規則の一部改正について
- (5) 「職員の給与等の支給の基準」の一部改正について

2 報告事項

- (1) インターネット活用業務審査・評価委員会委員の委嘱について
- (2) 第92回放送記念日記念式典の実施について
- (3) 「第68回日本放送協会放送文化賞」の贈呈

議事経過

1 審議事項

- (1) 第1278回経営委員会付議事項について
(経営企画局)

2月28日に開催される第1278回経営委員会に付議する事項について、審議をお願いします。

付議事項は、議決事項として「日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更について」と「『職員の給与等の支給の基準』の一部改正について」、報告事項として「平成29年度各地方向け地域放送番組編集計画および編成計画について」、「契約・収納活動の状況（平成29年1月末）」、「予算の執行状況（平成29年1月末）」、および「地方放送番組審議会委員の委嘱について」です。また、その他事項として「テレビ放送の同時配信の試験的提供（試験的提供B）報告」、「第92回放送記念日記念式典の実施について」、「『第68回日本放送協会放送文化賞』の贈呈」、および「平成29年春季交渉について」です。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

- (2) 「不祥事の公表に関する規程」の新設について
(広報局)

平成29年1月25日の理事会で報告した「不祥事等の公表方針」を踏まえ、「不祥事の公表に関する規程」を新設しますので、審議をお願いします。

職員の不祥事の公表については、28年9月13日制定の「懲戒処分の公表基準」に定めるほか、これによらず公表を行う場合は、この規程の定めるところによることとします。

具体的な内容は、次のとおりです。

「公表方針」については、「公金に関する不正など悪質な事案については、社会的影響の大きさや、事実関係の裏づけなどを踏まえて公表することがある」としています。

「公表の決定」については、「事案の公表については、事案が発生した部局、リスク管理室、人事局、広報局など関係部局で協議し、広報担当理事の上申により会長が決定する」としています。

「公表内容」については、「懲戒処分の公表基準に準じ、個人が識別されない内容を基本とするほか、被害者・関係者のプライバシーなどの権利利益を侵害するおそれがある場合などは、内容の一部を公表しないこともある」としています。

「公表時期方法」については、「公表の決定後、速やかに、報道機関への資料提供等により公表する」としています。

本件が決定されれば、29年2月21日付で施行します。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(3) 職務権限事項の改正について

(経営企画局)

職務権限事項の改正について、審議をお願いします。

今回は、「不祥事の公表に関する規程」に基づき、これに関する職務権限を整備します。

規程の管理や不祥事の公表の決定などの権限を明確にします。

本件が決定されれば、平成29年2月21日付で改正します。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(4) 就業規則の一部改正について

(人事局)

就業規則の一部改正について、審議をお願いします。

主な改正内容について説明します。

第1点は、「懲戒制度の見直し」に伴う改正です。退職後の懲戒処分を追加します。職員であった者が、在職中に「懲戒免職」または「諭旨免職」に相当する行為があったと認められた場合、退職の日から5年以内、

職員死亡の場合は1年以内に限り、「懲戒扱」とします。「懲戒扱」は通常の懲戒処分と同様に、責任審査委員会で審査の上、会長が決定します。「懲戒免職相当」となった場合は、退職手当・退職年金は非支給となり、「諭旨免職相当」の場合は、退職手当が減額支給となります。いずれもすでに支払っていた場合は戻入させることとします。「本則」等に反映させます。

第2点は、「記者勤務制度の見直し」に伴う「専門業務型裁量労働制の導入」による改正です。「みなし労働時間」数はこれまでと同様に所定労働時間7.5時間としますが、所定休日には「みなし労働時間」が適用されないため、労働時間を把握することになります。給与・基準外賃金の取り扱いについては、「基本手当」の変更はなし、「加算手当」は、現行のポイント制から深夜・休日の労働時間に応じた支給方法に変更します。「本則」等に反映させます。

第3点は、「傷病欠勤・傷病休職制度等の見直し」に伴う改正です。傷病欠勤・休職期間を3年にします。勤続5年未満の場合は2年6か月とします。また、傷病休職期間の給与支給率を79%にします。また、復職支援措置の1つとして、公的「リワーク支援」を活用し、これを傷病休職からのテスト出局24週プログラムのうち、前半12週部分に代替できるようにします。このほか、積立休暇制度について、「負傷・疾病による治療・療養」にも使えるよう利用範囲を拡大し、積立日数について、年度の積立日数と全体の総日数を拡大します。「本則」等に反映させます。

第4点は、「給与制度見直しに伴う年次改定」に伴う改正です。25年度から進めている給与制度見直しについて、5年目となる29年度についても「職員給与規程」等に反映させます。

第5点は、「特許法改正に伴う見直し」による改正です。特許法の改正に伴い、職員の職務発明において特許等を受ける権利を「発明者帰属」から「法人帰属」に変更します。「本則」等に反映させます。

改正の施行・適用年月日は29年4月1日、ただし、「懲戒制度の見直し」に伴う改正については29年3月1日とします。

本件が決定されれば、法令に基づき、労働基準監督署に届け出ます。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(5) 「職員の給与等の支給の基準」の一部改正について

(人事局)

職員の給与制度の見直しによる「職員の給与等の支給の基準」の一部改正について、審議をお願いします。

本日の審議事項4「就業規則の一部改正について」で説明したとおり、職員の懲戒制度について、平成29年3月1日から見直しを行うこととしており、これに伴い、放送法第61条に基づき、「職員の給与等の支給の基準」について改正します。

これまでは、「懲戒免職に該当する行為があつて解職されたとき、退職手当、および年金は支給しない」としていましたが、退職後に、在職中「懲戒免職」に相当する行為があつたと認められた場合についても、懲戒免職相当の「懲戒扱」とし、退職手当・年金を非支給とします。

なお、この改正は29年3月1日から施行することとし、同日以降の退職者から適用になります。

本件が了承されれば、2月28日開催の第1278回経営委員会に諮ります。

(会 長) 原案どおり了承し、次回の経営委員会に諮ります。

2 報告事項

(1) インターネット活用業務審査・評価委員会委員の委嘱について

(メディア企画室)

インターネット活用業務審査・評価委員会委員の委嘱について、報告します。

黒田敏史氏（東京経済大学専任講師）、齊藤愛氏（千葉大学法政経済学部教授）、白山真一氏（公認会計士）に、平成29年2月24日付で再委嘱します。

(2) 第92回放送記念日記念式典の実施について

(総務局)

平成29年3月22日に第92回放送記念日を迎えるにあたり、3月17日に第92回放送記念日記念式典を実施します。

式典には、総務大臣、関係国会議員、総務省関係者、日本民間放送連

盟関係者、関係機関・団体・企業等の代表、日本放送協会放送文化賞受賞者、関係審議会委員ほかの皆さまをお招きする予定です。式典では、会長、経営委員会委員長のあいさつに続いて、来賓の方々から祝辞をいただき、その後、「第68回日本放送協会放送文化賞」贈呈式などを行う予定です。

(3) 「第68回日本放送協会放送文化賞」の贈呈
(総務局)

「第68回(平成28年度)日本放送協会放送文化賞」の贈呈について、報告します。

この賞は、昭和24年度に放送開始25周年事業として創設したもので、放送事業の発展、放送文化の向上に功績のあった方々に贈呈しており、これまでの受賞者は今回の受賞者を含めて441件、443人となります。

受賞者の選考は、委員長のNHK堂元副会長はじめ、6人のNHK役員と、池端俊策氏、今井秀樹氏、大石芳野氏、二木謙一氏、吉岡幸雄氏の5人、計11人を委員とする日本放送協会放送文化賞受賞者選考委員会で行い、これを受けて、28年12月27日に会長が決定しました。受賞者は、阿部勝征氏(東京大学名誉教授、故人)、安藤真氏(東京工業大学 理事・副学長)、加古隆氏(作曲家)、タモリ氏(タレント)、三田佳子氏(俳優)、矢島稔氏(群馬県立ぐんま昆虫の森 名誉園長)の6人です(五十音順)。

贈呈式は、3月17日の「第92回放送記念日記念式典」の中で実施します。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

平成29年 3月14日

会 長 上 田 良 一